

189 私立学校に対する所得税免除の請願の件に付指令

〔昭和二年八月〕

(注記2)

衆乙第三四四号

起案

昭和二年八月一日

裁可

年月日施行

年月日

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣 花押

陸軍大臣 花押

文部大臣 花押

通信大臣

内務大臣 花押

海軍大臣 花押

農林大臣 花押

鉄道大臣 花押

大蔵大臣 花押

司法大臣 花押

商工大臣 花押

(注記3)

別紙大蔵大臣請議衆議院議決私立学校ニ対スル所得税免除ノ請願ノ件ヲ審査スルニ右請願ニ対スル同大臣ノ意見ハ相当ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルヘシ

指令案

私立学校ニ対スル所得税免除ノ請願ノ件請議ノ通

〔昭和二年八月六日〕

官秘第七二号

昭和二年七月二十五日

大蔵大臣 三土忠造 印

内閣総理大臣男爵 田中義一殿

私立学校ニ対スル所得税免除ノ請願

請願ノ要旨

(注記4)

右ニ対スル意見

政府ハ私学奨励ノ為其ノ校舍敷地ノ地租並家屋税ヲ免除スルニ拘ラス一ケ年ノ総収入ノ一割五分ヲ純益ト看作シ之ニ所得税ヲ課スルハ私学奨励ノ趣旨ニ反スルモノト信ス依テ私立学校ニ対スル所得税ヲ免除セラレタシ

一、公益法人ニ於テ私立学校ヲ経営スル場合ニ於テ之ニ所得税ヲ課スルコトナキハ所得税法ノ明記スル所ニシテ疑ナシ然レトモ個人経営に係ル私立学校ノ所得ニ対シテ所得税ヲ免除スルコトハ稅務行政ノ施行上其ノ所得因果シテ私立学校ノ所得ナリヤ個人固有ノ所得ナリヤ明瞭ヲ欠キ若シ之ニ對シ所得税ヲ免除スルトキハ諸種ノ弊害ヲ生スルノミナラス之トノ均衡上免除セサルヘカラカルモノ、範圍次第ニ擴張セラレ実行困難ナリ

二、請願人ハ私立学校ノ校舍敷地ノ地租並家屋税ヲ免除セルニ拘ラス私立学校ノ所得ニ對シテ所得税ヲ課スルハ私学奨励ノ趣旨ニ反スルヲ以テ所得税ヲモ免除スヘキモノナリト主張スルモ私立学校ノ経営ハ他ノ一般營利事業トハ其ノ趣ヲ異ニシ大体ニ於テ収益ヲ目的トシテ之ヲ經營スルモノニ非スト認メラルルカ故ニ之ニ供スル土地建物ニ對シテハ其ノ経営主体カ公益法人タルト個人タルトヲ問ハス地租若ハ家屋税ノ如キ収益税ハ之ヲ免除スルヲ至当トスルモ個人ノ所得税免除ニ付テハ実行上ノ困難アルコト前記ノ通ニシテ地租家屋税カ免除セラルルノ故ヲ以テ直ニ所得税ヲモ免除スヘキモノト為スヲ得ス

三、請願人ハ稅務行政ノ實際ニ於テ私立學校ノ所得ハ其ノ一ケ年ノ總收入ノ一割五分ヲ純益ト看作シ之ニ所得稅ヲ課シツ、アルカ如ク主張スルモ斯ノ如キ事實ハ之ヲ認ムルコトヲ得ス

四、之ヲ要スルニ本請願ハ採用スルヲ得サルモノト認ム

右閣議ヲ請フ

意見書

請願文書表第二六九号

私立學校ニ対スル所得稅免除ノ請願 東京市本郷区向ヶ

岡弥生町二番地私立學校長山下谷次呈出(紹介議員山下

谷次君)

右請願ノ要旨ハ政府ハ私學奨励ノ為其ノ校舎敷地ノ地租並家屋稅等ヲ免除スルニ拘ラス一箇年總收入ノ一割五分ヲ純益ト看作シ之ニ所得稅ヲ課スルハ私學奨励ノ趣旨ニ反スルモノト信ス依テ私立學校ニ対スル所得稅ヲ免除セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至当ナリト認メ之ヲ採択スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和二年(三)月(二十五)日

(加筆) (抹消)
〔衆議院議長 粕谷義三 印〕

(加筆)
〔衆議院仮議長 森田 茂 印〕

内閣総理大臣 若槻禮次郎殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛 印

(注記1)

〔施印〕

(注記2)

〔濟〕

(注記3)

〔朱書〕 (三十一六) (簿冊内件名番号)

(注記4)

〔朱書〕 (衆乙三四四)〕

〔昭和二年 公文雜纂 帝國議會七 卷二十三〕
2A, 14, ①1786 請願三